岡山市新庁舎自動販売機設置事業者募集案内書

令和８年度実施

見積書提出期間：令和８年１２月７日（月曜日）から令和８年１２月１４日（月曜日）
開　　札　　日：令和８年１２月１６日（水曜日）

令和８年１１月１３日

岡　　山　　市
総務局総務部庁舎管理課

目 次

◇ **令和８年度　自動販売機設置事業者公募の流れ** ・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１

◇ **岡山市新庁舎自動販売機設置事業者募集要項** ・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ２

１　公募物件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ２

２　公募参加資格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ２

３　質問及び回答 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ２

４　現地確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ２

５　自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について ・・・・・ Ｐ３

６　見積書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ３

７　見積書の提出（郵送又は持参方式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ４

８　見積りの辞退 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ５

９　開札 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ５

１０　許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結 ・・・・・・・・・・・ Ｐ５

１１　設置事業者の決定の取り消し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ６

１２　問い合わせ先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ６

◇ **基本仕様書** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ７～１０

◇ **仕様書詳細** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１１～１３

◇ **質問書** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１４

◇ **見積書（見積書・記載例）** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１５，１６

◇ **封筒記載例** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１７

◇ **見積辞退届（見積辞退届・記載例）** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１８，１９

◇ **行政財産使用許可申請書** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ２０

◇ **自動販売機設置管理協定書（見本）** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ２１～２４

令和８年度　自動販売機設置事業者公募の流れ

岡山市有施設における自動販売機設置事業者の募集は、設置にかかる使用料（定額）及び電気代相当額に加え、当該自動販売機の売上に対する自動販売機納付金を岡山市におさめていただくことを条件に、自動販売機の設置を希望する事業者を公募します。

選考にあたっては、自動販売機納付金の最も高い納付料率を見積もった事業者を選考します。

↓

①　自動販売機設置事業者募集要項の確認

自動販売機設置事業者募集要項公告：令和8年11月13日（金曜日）

↓

②　見積書の提出（郵送あるいは持参方式）

見積書提出期間：令和8年12月7日（月曜日）から**令和8年12月14日（月曜日）まで**

※書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参によること【期限内必着】

↓

③　開　札

開札　**令和8年12月16日（水曜日）**

同率事業者のくじ　同率事業者に別途連絡

↓

④　設置許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

申請・締結期限：**令和9年1月14日（木曜日）**

↓

⑤　自動販売機の設置

設置期限：**令和9年2月10日（水曜日）**

資料等の請求は

岡山市総務局総務部庁舎管理課（電話 086-803-1152）又は岡山市公式ウェブサイト

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000002788.html

岡山市新庁舎自動販売機設置事業者募集要項

この公募に参加を希望される方は、法令、岡山市の条例、規則、規程及びこの募集要項によるとともに、現地を確認し、現状等を承知されたうえでお申込みください。

１　公募物件

基本仕様書（７から１０ページ）及び仕様書詳細（１１から１３ページ）のとおり

２　公募参加資格

公募に参加できるのは、次の条件を満たす方です。

（１）岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格登録者名簿（以下「自販機公募登録者名簿」という。）において、名簿有効期限が**令和８年１２月１６日まで有効な方**。

（２）仕様書詳細に記載の販売品目（紙おむつを除く）が、自販機公募登録者名簿に記載の設置可能自販機に該当している方。

※自販機公募登録者名簿は岡山市公式ウェブサイトにて確認できます。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000002794.html

３　質問及び回答

自動販売機設置の仕様について疑義がある場合には、本市に対して説明を求めることができます。

① 受付期間	令和８年１１月１３日（金曜日）から令和８年１１月２４日（火曜日）まで 午前９時から午後５時１５分まで（閉庁日を除く）
② 提出方法	指定の書式「質問書（本募集要項１４ページ）」により、持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください。電話や口頭等による質問は受け付けません。 直接持参される場合は、岡山市総務局総務部庁舎管理課（岡山市役所新庁舎１階）までお越しください。受付時間は、閉庁日を除く、午前９時から午後５時１５分までです。 ファクシミリ又は電子メールの場合は、送信後、電話（岡山市総務局総務部庁舎管理課　086-803-1152）にて到着を確認してください。 なお、参加資格審査、選考への質問は受け付けません。
③ あて先	岡山市総務局総務部庁舎管理課 ＦＡＸ　086-225-5487 E-mail　choushakanri@city.okayama.jp
④ 質問及び回答	岡山市公式ウェブサイトに掲載します。（質問者名は掲載しません。） 最終回答日時　令和８年１１月３０日（月曜日）午後５時１５分
⑤ その他	質問への回答内容は、この募集要項及び仕様書等と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認してください。選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

４　現地確認

現地説明会は行いません。機種によって商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場

合もあるため、事前に設置場所の確認を行ってください。設置場所の確認を行う場合は、岡山市総務局総務部庁舎管理課に事前に連絡（086-803-1152）のうえ行ってください。

本募集要項、基本仕様書及び仕様書詳細と現況が違う場合、現況が優先するものとします。

５　自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について

自動販売機納付金料率（以下「納付金料率」という。）の見積りをしてください。市が予定する最低納付金料率以上で納付金料率の見積りをした者の中から、見積もった納付金料率の最も高い者を設置事業者として決定します。

設置の許可に係る使用料及び電気代相当額については別途徴しますので、自動販売機納付金には含めないでください。

自動販売機納付金とは

自動販売機納付金は、各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く）に自動販売機納付金料率を乗じて得た額に、１００分の１１０を乗じた額です。

６　見積書

1　見積りは、所定の見積書を使用してください。本募集要項の１５ページに様式があります。また、様式は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

2　見積書には、黒インクのボールペン（文字の消えないもの）又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

3　脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、納付金料率の訂正はできませんのでご注意ください。

4　納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を使用し、小数第一位まで記載してください。

5　参加者は、その郵送した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

6　**前各項に違反する見積り及び次のいずれかに該当する見積りは、無効とします。**

(1) 参加資格のない者のした見積り

(2) 最低納付金料率に達しない納付金料率を記載した見積り

(3) 納付金料率を改ざんし、又は訂正した見積り（訂正印を押印していても無効になります）

(4) 記入事項を判読できない見積り

(5) 見積り事項の一部又は全部が記入されていない見積り

(6) 記名押印のない見積り

(7) 今回の募集につき同一の名をもってした２通以上の見積り（代理人によるものを含む。）

(8) 受付期間内に到達しなかった見積り

(9) 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り

(10) 二重封筒により提出されなかった見積り

(11) 中封筒に封印がされていない見積り

(12) その他見積りの条件に違反した見積り

７　見積書の提出（郵送又は持参方式）

見積書提出方法	**書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参方式** ※ 普通郵便による見積書の提出は無効となります。 ※ 郵送又は持参した見積書の書換え、引換え又は撤回はできません。
受付期間	**令和８年１２月７日（月曜日）から令和８年１２月１４日（月曜日）　午後５時１５分必着** ※ 直接持参される場合は、岡山市総務局総務部庁舎管理課（岡山市役所新庁舎１階）までお越しください。受付時間は、閉庁日を除く、午前９時から午後５時１５分までです。 ※ 期間後到着の郵送提出は無効となります。 ※ 見積書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。
提出先	〒７００－８５４４　岡山市北区大供一丁目１番１号 岡山市総務局総務部庁舎管理課（岡山市役所新庁舎１階）
提出書類等	(1) 見積書 ア 本募集要項の１５ページに様式があります。様式は、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、「６　見積書」をご参照ください。自動販売機納付金料率を記入した見積書のみ提出してください。 イ 見積書に必要事項を記入・押印し、中封筒に入れ封印してください。見積書及び封印に使用する印鑑は、自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑と同一のものです。 ウ 中封筒には次の事項を記入してください。 ① 参加者名　② 所在地　③ 連絡先電話番号　④ 担当者名 ⑤ 件名：岡山市新庁舎自動販売機設置事業者募集 ⑥ 開札日及び見積書在中 ※ ①参加者名 及び ②所在地については、自販機公募登録者名簿に登載されている名称及び所在地をご記入ください。 ※ ③連絡先電話番号 及び ④担当者名については、見積書提出にあたってのご担当者を確認するものですので、自販機公募登録者名簿と異なっていてもかまいません。
注意事項	【封入の際の注意事項】 ① 見積書を入れ封印した中封筒を、外封筒に入れる。 ② 外封筒表側に「開札日、岡山市新庁舎自動販売機設置事業者募集、見積書在中」の旨を朱書きする。 ③ 外封筒裏側左下部に参加者名を記載する。 ④ 書留又は簡易書留郵便により郵送、あるいは持参する。 【郵送又は持参方式に係る見積りの無効について】 **以下のような見積りは無効となりますのでご注意ください。** ① 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り ② 二重封筒により提出されなかった見積り ③ 中封筒に封印がされていない見積り

８　見積りの辞退

１　見積書の提出後、開札前までは見積り参加を辞退することができます。

２　見積り参加を辞退する場合は、見積辞退届に記名押印のうえ、岡山市総務局総務部庁舎管理課に見積辞退届を直接ご提出ください。使用する印は自販機公募登録者名簿の資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。

３　見積り参加を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、自動販売機設置事業者決定後の設置辞退については、令和１０年３月３１日までの間に実施される自動販売機設置事業者の公募に参加できません。

受付期間	令和８年１２月７日（月曜日）から令和８年１２月１５日（火曜日）まで 閉庁日を除く、午前９時から午後５時１５分まで ※ 持参以外による見積辞退届の提出はできません。
提出先	岡山市総務局総務部庁舎管理課　岡山市役所新庁舎１階
必要書類等	見積辞退届 本募集要項の１８ページ又は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 ⑴ 記名押印してください。 ⑵ 使用する印は自販機公募登録者名簿の資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。 ⑶ 封印の必要はありません。

９　開札

開札会場	岡山市新庁舎６階小会議室(6-1, 6-2, 6-3)
開札日時	令和８年１２月１６日（水曜日）　午前１１時開始
注意事項	⑴ 見積り参加者の入場は自由ですが、参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 ⑵ 開札の結果、参加者のうち最低納付金料率以上で最高納付金料率を見積りした者を設置事業者とし、開札会場内で発表します。 ⑶ 見積り結果については、参加者数、設置事業者名及び納付金料率を市公式ウェブサイトに公表します。
くじの実施	⑴ 同率の見積りが選定事業者数以上ある場合は、くじにより設置事業者を決めます。くじについての詳細は、同率事業者に別途連絡します。

１０　許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

設置事業者は、令和９年１月１４日（木曜日）までに、岡山市総務局総務部庁舎管理課あてに行政財産使用許可申請書（本募集要項２０ページ）を提出するとともに、自動販売機設置管理協定書（以下、「協定書」という。）を締結（本募集要項２１ページに見本があります。）してください。

１１　設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

① 正当な理由なくして、指定する期日までに許可申請の手続を行わなかった場合

② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合

③ その他設置事業者が本市の使用許可の相手方として不適当と認められる場合

１２　問い合わせ先

岡山市総務局総務部庁舎管理課

電　　話：０８６－８０３－１１５２

受付時間：**午前９時から午後５時１５分まで（閉庁日を除く）**

E-mail　：choushakanri@city.okayama.jp

※ 仕様の内容に関する質問は、２ページ「３ 質問及び回答」の手続きに従ってください。

岡山市公式ウェブサイト

トップページ > 事業者情報 > 事業を営んでいる方 > 市有施設への自動販売機設置 > 自動販売機設置事業者の公募について

アドレス　https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000002788.html

基本仕様書

仕様書詳細（１１から１３ページ）に特に定めのない事項については、以下のとおりとする。

１　施設使用の条件

１ 施設使用の許可

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２３８条の４第７項に規定する行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）により行う。

２　施設使用の許可手続き

設置事業者は、各施設所管課宛に、以下の書類を添付し使用許可申請書を提出すること。

（１）　設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面

（２）　自動販売機の管理関係証明書類 ※

※ 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合に、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

３ 使用許可期間

（１）使用許可日から令和９年３月３１日まで。ただし、各設置施設の管理運営形態・実績を勘案し、岡山市が適当と判断した場合には、１年ごとに更新し、当初の使用許可日から起算して最大５年（令和１３年３月３１日）まで更新できるものとする。

（２）使用許可の期間の満了前でも、岡山市の行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合、また、施設の改廃等がある場合は、使用許可を取り消すことがあるが、この場合事業者に損害が生じても岡山市はその賠償の責を負わない。

４ 使用許可に係る使用料の納付

使用許可に係る使用料は、岡山市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

なお、使用許可に係る使用料は、使用許可期間ごとに決定するため、使用許可更新の際に変動することがある。

５ 遵守事項

（１）使用許可の条件を遵守すること。

（２）自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

（３）販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、駐車位置及び経路については、岡山市の指示に従うこと。

６ 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を岡山市に請求することはできない。

７ 自動販売機設置の中止

岡山市の認める場合を除き、自動販売機の設置を中止することはできない。

また、自動販売機の設置を中止する場合は、３ヶ月前までに市に書面で通知すること。

８ 自動販売機の増設

岡山市が必要と判断した場合又は公募設置とは別途市内事業者の設置要望がある場合、施設内に自動販売機を増設することがある。

自動販売機の増設により設置自動販売機の売上の増減がある場合も、設置事業者は一切の補償を岡山市に請求することはできない。

２　自動販売機の規格等

（１）周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。

（２）可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。

（３）ホットアンドコールド機であること。

（４）ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。

（５）「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し、環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。

（６）照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能搭載機とすること。）

（７）耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置のこと。

（８）安全対策

①「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、岡山市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

②「自販機堅牢化基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、岡山市の責に帰することが明らかな場合を除き、岡山市はその責を負わない。

③「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

（９）設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

（１０）設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。

３　販売品目の条件等

１　販売品目

（１）清涼飲料水等

ア 酒類及びその類似品を除き、清涼飲料水、コーヒー飲料、乳飲料、牛乳を販売対象品目とし、一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。

イ 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

（２）紙おむつ

ア **紙おむつを販売必須品目**とし、一般市場で認知、支持を受けている商品を取り扱うこと。

イ　１パックに同サイズの紙おむつが２枚程度入っており、個包装してあること。

ウ　ＳとＬ、ＭとＬなど、２サイズ以上取り扱うこと。取扱いサイズについては別途協議とする。

２　販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

４　維持管理責任

（１）商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限や使用期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

（２）自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを市に提出すること。

ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。

（３）自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。

（４）衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

（５）自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

（６）自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。

５　自動販売機納付金の納付

（１）自動販売機納付金は、各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に納付金料率を乗じて得た額に１００分の１１０を乗じた額とする。

（２）自動販売機納付金は、岡山市の発行する納入通知書又は口座振込により、指定する期日までに全額納入すること。

（３）設置事業者は、各月ごとの１台あたりの売上額が確認できる書面を施設所管課に報告するとともに、施設所管課が随時実施するトータルカウンター（売上本数）の確認作業に協力すること。

なお、各自動販売機の売上額は、以後の公募の際等に公表することがある。

６　その他必要経費等

（１）自動販売機（付帯電気設備等を含む。）の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、岡山市と協議のうえ、電気関係法令を順守して施行し、工事後は速やかに岡山市の確認を受けること。

（２）自動販売機の運転に必要な電気使用料等については、全額を設置事業者の負担とし、**設置事業者の負担により子メーターを設置すること。**

なお、電気使用料等については、子メーターの指示値により計測した消費電力量等に基づき計算し

た金額とし、岡山市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

7　その他

募集要項、基本仕様書、仕様書詳細、使用許可書及び自動販売機設置管理協定書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度岡山市と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。